

P T A 慶弔規定

- 第 1 条 本会員ならびに学校関係にかかわる慶弔については、この内規に定めるところにより、その意を表します。
- 第 2 条 慶事については、次の通り規定します。
1. 会員（児童の保護者と教職員）が表彰を受けた時、その事情を考慮して適宜の記念品または料を贈り祝意を表します。
 2. 入学式にあたり、入学生全員に記念品を贈り祝意を表します。
 3. 卒業式にあたり、卒業生全員に記念品を贈り祝意を表します。
 4. 児童に著しい善行があった時、その事情を考慮して賞状及び賞品を贈り褒賞します。
 5. 教職員の結婚に際しては、御祝品または御祝金（5 千円）を贈り、祝意を表します。
 6. 教職員の出産（第一子に限る）に際しては、出産祝金（5 千円）を以て祝意を表します。
- 第 3 条 弔意については、次の通り規定します。
1. 児童、会員（児童の保護者と教職員）の葬儀については、次の通り弔意を表します。
 - 会葬は、役員・教職員代表とします。
 - 供物は、供花(1 対または 1 基を約 1 万円相当)又は香典(1 万円)を、事情を考慮してお供えします。
 2. 教職員の場合は、配偶者に限り 1 に準じます。
- 第 4 条 教職員が、病気・負傷により長期欠勤した場合（2 週間ぐらい）、見舞品または見舞金（5 千円）を贈ります。
- 第 5 条 前条に規定しない事柄については、必要に応じて役員の合議によって適宜処置するものとします。
- 第 6 条 前条の執行については、役員の合議により決定し、運営委員会に報告するものとします。
- 第 7 条 本会の結婚祝、出産祝、見舞い、会葬等に関する返礼を意味することは、一切しないものとします。
- 第 8 条 この内規は、社会情勢や物価の変動に応じて適宜改正することができます。
(令和 2 年最終改正)

(付則)

1. この内規は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行します。
2. この内規は、令和 2 年 4 月 1 日より施行します。